

○伊勢広域環境組合情報公開条例施行規則

平成 13 年 5 月 17 日

組合規則第 9 号

改正 平成 18 年 3 月 29 日

平成 28 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢広域環境組合情報公開条例（平成 13 年条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書)

第 2 条 条例第 6 条に規定する請求書の提出は、情報公開請求書（様式第 1 号）によるものとする。

(決定通知書)

第 3 条 条例第 7 条第 2 項の規定による決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 公文書を公開する場合 情報公開決定通知書（様式第 2 号）

(2) 公文書を部分公開する場合 情報部分公開決定通知書（様式第 3 号）

(3) 公文書を公開しない場合 情報非公開決定通知書（様式第 4 号）

(4) 公文書の公開の請求を拒否する場合 情報公開請求拒否決定通知書（様式第 5 号）

2 条例第 7 条第 3 項の規定による決定の延期に係る通知は、情報公開決定期間延長通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

(公開の方法等)

第 4 条 条例第 8 条に規定する公文書の公開は、職員の立会いの下に行うものとする。

2 公文書の閲覧又は視聴をする者は、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損することのないよう丁寧に取り扱いなければならない。

3 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

4 公文書の公開を行う場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、請求書のあった公文書 1 件名につき一部とし、当該写しの作成は、管理者が別に定める方法により行うものとする。

(写しの作成等に要する費用)

第 5 条 条例第 13 条第 2 項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 写しの作成 別表の左欄に掲げる公文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる写しの作成の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(2) 写しの送付 当該写しの送付に要する費用の実費に相当する額

2 前項の費用は、前納しなければならない。

3 条例第 13 条第 3 項の規則で定める特別の理由は、公文書の公開の請求を個人が行った場合であって、その者が次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者であるとき。

(2) 災害、疾病その他特別の事情により生活が困難であると認められるとき。

(審査請求の手続等)

第6条 条例第14条の2第1項の規定による伊勢広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問は、情報公開審査諮問書（様式第7号）により行うものとする。

2 条例第14条の2第2項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 審査請求に係る情報公開請求書
- (2) 審査請求に係る条例第7条第1項の決定の通知書
- (3) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書
- (4) 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書
- (5) 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項本文の規定による口頭意見陳述、同法第34条の陳述若しくは鑑定、同法第35条第1項の検証、同法第36条の規定による質問又は同法第37条第1項若しくは第2項の規定による意見の聴取の記録
- (6) 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第32条第1項又は第2項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件
- (7) 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第33条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当該審査請求について調査審議を行う上で必要と認められる資料

3 条例第14条の2第3項の規定による通知は、伊勢広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第8号）による。

（公文書の検索資料）

第7条 条例第19条に規定する公文書の検索に必要な資料は、伊勢広域環境組合文書管理規程（平成13年組合規程第5号）第26条第5号に規定する文書目録の写しとする。

（実施状況の公表）

第8条 条例第20条に規定する実施状況は次の各号とし、公表は本組合公告式の例による。

- (1) 請求の件数
- (2) 請求に対する処理状況
- (3) 審査請求の件数
- (4) 審査請求の処理状況
- (5) その他必要な事項

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日組合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日組合規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	写しの作成方法	金 額
文書、図面及び写真	複写機により複写したもの（黒色単色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限る）	1枚につき10円
	複写機により複写したもの（多色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限る）	1枚につき30円
	その他の方法による写しの作成	当該写しの作成に要する費用の実費に相当する額
フィルム及び電磁的記録	用紙に印刷したもの（黒色単色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限る）	1枚につき10円
	用紙に印刷したもの（多色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限る）	1枚につき30円
	その他の方法による写しの作成	当該写しの作成に要する費用の実費に相当する額

備考 用紙を用いて写しを作成する場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として費用の額を算定する。

情報公開請求書

年 月 日

(あて先)

〒 □□□ - □□□□
住 所
請求者 氏 名
電話番号
(法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

伊勢広域環境組合情報公開条例第6条の規定に基づき、次のとおり請求します。

公文書の件名 又は内容	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 送付希望)

備考 該当する□にレ印を記入し、各欄には必要な事項を記入してください。

【処理欄】

担 当 課	受 理	備 考	区 分
部 課 電話	年 月 日		①住所 ④在学 ②個法 ⑤理由 ③勤務

情報公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、伊勢広域環境組合情報公開条例第7条第1項の規定により次のとおり公開することに決定したので、同条第2項の規定により通知します。

公文書の件名 又は内容			
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 送付)		
公開の日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
問い合わせ先	課 係 電話		

- 備考 1 公開をする日時が都合の悪い場合は、あらかじめその旨を連絡してください。
2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

情報部分公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、伊勢広域環境組合情報公開条例第7条第1項の規定により次のとおり一部を除いて公開することに決定したので、同条第2項の規定により通知します。

公文書の件名 又は内容			
公開しない部分			
部分公開とする理由	伊勢広域環境組合情報公開条例第9条第 号に該当 (理由)		
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 送付)		
公開の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
問い合わせ先	課 係 電話		
(教示)			
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をすることができます。			
2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢広域環境組合を被告として（訴訟において伊勢広域環境組合を代表する者とはなりません。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。			
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。			

- 備考
- 1 公開をする日時が都合の悪い場合は、あらかじめその旨を連絡してください。
 - 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

情報非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、伊勢広域環境組合情報公開条例第7条第1項の規定により次のとおり公開しないことに決定したので、同条第2項の規定により通知します。

公文書の件名 又は内容	
公開しない理由	伊勢広域環境組合情報公開条例第9条第 号に該当 (理由)
問い合わせ先	課 係 電話
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢広域環境組合を被告として（訴訟において伊勢広域環境組合を代表する者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

情報公開決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、伊勢広域環境組合情報公開条例第7条第3項の規定により、次のとおり情報公開の決定期間を延長したので通知します。

なお、公文書の公開をするかどうかの決定をしましたときは、改めて通知します。

公文書の件名 又は内容	
通常の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長する理由	
問い合わせ先	課 係 電話

情報公開審査諮問書

第 号
年 月 日

（宛先）伊勢広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会会長

（実施機関）



次のとおり審査請求がありましたので、伊勢広域環境組合情報公開条例第14条の2第1項の規定により諮問します。

諮問に係る 公文書の内容	
審査請求の年月日	年 月 日
審査請求の対象と なった決定の内容 （不作為に係る請求 の内容及び年月日）	
審査請求の 趣旨及び理由	1 趣旨 2 理由
担 当	課 係 電話番号

様式第8号（第6条関係）

伊勢広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

次の審査請求については、伊勢広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、伊勢広域環境組合情報公開条例第14条の2第3項の規定により通知します。

諮問に係る 公文書の内容	
審査請求の年月日	年 月 日
審査請求の対象と なった決定の内容 (不作為に係る請求 の内容及び年月日)	
審査請求の内容	
諮問年月日	年 月 日
担 当	課 係 電話番号
備 考	